

琉球国中山王世子尚清の、益沙每等を仏大泥国へ遣わす執照

(一五三〇、八、二一)

琉球国中山王世子尚清、見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢儀を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使益沙每・都通事梁椿を遣わし、天字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ扱^りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字九号半印勘合執照を給して正使益沙每等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^と処^{ところ}及び沿海巡哨の官軍の驗実^{けんじつ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開^しす

正使一員 益沙每

副使二員 金志良 馬不他

都通事一員 梁椿

通事一員 梁頤

火長一名 紅芝

管船直庫一名 吳刺每

梢水共に一百十三名

嘉靖九年(一五三〇)八月二十一日行す

右の執照は正使益沙每・都通事梁椿等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 執照

琉球国中山王世子尚清の、王金等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五三三、八、二〇)

琉球国中山王世子尚清、見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使王金・通事林椿等を遣わし、天字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ扱^りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到^と処^{ところ}の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字十八号半印勘合執照を給して正使王金等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^と処^{ところ}及び沿海巡哨の官軍の驗実^{けんじつ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開^しす